

医療安全管理指針

1.基本方針

安全、安心な医療の質を確保するため、個人レベルおよび組織的な事故防止対策を推進します。

2. 医療安全委員会などの組織体制

医療安全管理室を設置し、医療安全管理者を配置しています。

医療安全管理委員会は医療安全に係る各委員会の意見を取りまとめ検討するため設置しています。

リスクマネージャー部会は医療安全対策をより実践的なものにするため各部門に配置しています。

3.職員に対する医療安全の研修

医療安全に関する基本的な知識や具体的な方策について、全職員に周知徹底を図ることを目的に全職員を対象に年2回の職員研修を実施しています。

4.医療安全を目的とした報告に基づく改善方法の策定

全職員にインシデント・アクシデント報告を速やかに行うことを義務付けています。

5.医療事故発生時の対応

医療事故が発生した場合は患者の救命を最優先にし、医療安全の各マニュアルに基づき迅速に対応します。

6.職員と患者との情報共有

本指針については、病院のホームページへ掲載し、また患者及び家族並びに利用者が閲覧できるように配慮します。

7.患者相談窓口の設置

患者・家族等からの相談・ご意見については誠実に対応するとともに、医療安全管理に積極的に活用及び反映させるため、患者サポート室を設置しています

8.指針の改定および職員への周知方法

必要に応じて指針の改定を行い、職員HPなどを活用して周知していきます。

改定 2022.4.1